

◆軽自動車税のグリーン化特例（軽課）

平成27年4月1日から平成28年3月31日までに新規取得した一定の環境性能を有する軽四輪等（三輪以上の軽自動車）について、その燃料性能に応じたグリーン化特例（軽課）が、平成28年度において実施されます。

○対象および軽課割合
 <軽乗用車>

対象車	内容
電気自動車等	税率を概ね75%軽減
平成32年度燃費基準+20%達成車	税率を概ね50%軽減
平成32年度燃費基準達成車	税率を概ね25%軽減

<軽貨物車>

対象車	内容
電気自動車等	税率を概ね75%軽減
平成27年度燃費基準+35%達成車	税率を概ね50%軽減
平成27年度燃費基準+15%達成車	税率を概ね25%軽減

※「電気自動車等」：電気自動車及び天然ガス自動車（ポスト新長期規制からNOx10%低減）とする。
 ※ガソリン・ハイブリッド車は、いずれも平成17年排出ガス基準75%低減達成車（★★★★）に限る。

○軽課を適用した場合の標準税率（例）

車種区分	標準税率	軽課		
		25%軽減	50%軽減	75%軽減
四輪以上の自家用乗用車	10,800円	8,100円	5,400円	2,700円

軽自動車税の減免について

次に該当する場合は申請することにより、軽自動車税が減免されます。

- ◆障がいのある方が所有する車で、ご本人またはご家族がその方の通院等のために運転する場合
 - ◆障がいのある方（18歳未満または知的障がい者Aまたは精神障がい者1級に限る）のご家族が所有する車で、ご家族がその方の通院等のために運転する場合
 - ◆単身で生活する障がいのある方が所有する車で、常時介護する方が運転する場合
- ※障がいのある方1名につき1台の減免です。また、普通自動車税の減免を行っている方は、軽自動車税の減免申請はできません。

【対象者】

- ①身体障害者手帳所持者
 視覚障害者：1～3級および4級の1 聴覚障害：2級および3級
 平衡・音声障害：3級 上肢：1級および2級の1・2
 下肢：1～6級 体幹：1～3級および5級
 内部障害：1～3級 移動機能：1～6級
 - ②戦傷病者手帳に定める重度障がいの程度または該当する障がい
 - ③療育手帳所持者でAの方
 - ④精神障害者保健福祉手帳所持者で1級の方
- ※本人以外の方が運転する場合、対象となる級の範囲が本人運転と異なりますので、下記お問い合わせ先までご連絡ください。
 ※③、④の対象者本人による運転の場合は、原則減免不可ですが、医師による「運転可能証明書」の提出により減免が認められます。

【申請期限】 4月23日（木）受付分まで

【申請場所】 中山町役場住民税務課税務G

【持ち物】 印鑑、障がい者手帳等、運転免許証、車検証、軽自動車税納税通知書

※本人以外が運転する場合は、通院証明書・通学証明書等も必要ですが、運転の頻度に要件があるため申請前にご確認ください。

※上記の他、車いす移動車等のように車の構造が専ら身体障がい者等の利用に供するためのものである軽自動車を所有している方に対しても減免申請を受け付けしますので、該当する方はお問い合わせください。

平成27年4月から軽自動車税の税率が変わります

※お問い合わせ先
 住民税務課税務G ☎662-2112

軽自動車税は毎年4月1日現在の所有者に対して課税されますが、平成26年および平成27年税制改正により、平成27年度または平成28年度から次のように変わります。

◆原動機付自転車・小型特殊自動車・二輪の軽自動車・二輪の小型自動車等の税率

当初予定されていた平成27年度からの税率引き上げが1年間延期され、平成28年度から下記のように引き上げられます。

車種	総排気量	定格出力	税率（年税率）	
			平成27年度まで	平成28年度から
原動機付自転車	50cc以下	0.6kw以下	1,000円	2,000円
	50cc超 90cc以下	0.6kw超 0.8kw以下	1,200円	2,000円
	90cc超 125cc以下	0.8kw超 1kw以下	1,600円	2,400円
	20cc超 50cc以下（ミニカー）	0.25kw超 0.6kw以下（ミニカー）	2,500円	3,700円
小型特殊自動車	農耕作業用（乗用トラクター、コンバイン等）		1,600円	2,400円
	その他（フォークリフト等）		4,700円	5,900円
軽二輪	125cc超 250cc以下		2,400円	3,600円
二輪小型自動車	250cc超		4,000円	6,000円
雪上車			2,400円	3,600円
被けん引車			2,400円	3,600円

◆三輪以上の軽自動車の税率

三輪以上の軽自動車の税率は、平成27年4月1日以降に新規登録（初めて車両番号の指定を受けること）する車両から、下記のように新税率が適用されます。平成27年3月31日までに新規登録された車両については、平成27年度以降も旧税率となります。

また、初めて車両番号の指定を受けた月（車検証の初度検査年月）から起算して13年を経過した車両（電気、天然ガス、メタノール等の軽自動車並びに被けん引自動車を除く）については、平成28年度から下記のように引き上げられます。

車種	貨物用 / 乗用	税率（年税率）			
		初度検査年月が平成27年3月31日までの車両	初度検査年月が平成27年4月1日以降の車両（平成27年度から）	初度検査年月から13年経過した車両（平成28年度から）	
		旧税率	新税率	重課税率	
軽四輪以上（総排気量が660cc以下）	貨物用	営業用	3,000円	3,800円	4,500円
		自家用	4,000円	5,000円	6,000円
	乗用	営業用	5,500円	6,900円	8,200円
		自家用	7,200円	10,800円	12,900円
軽三輪（総排気量が50cc超660cc以下）		3,100円	3,900円	4,600円	

※「初めて車両番号の指定を受けた月」とは、車検証の「初度検査年月」のことです。お手持ちの車検証でご確認ください。

※平成15年10月14日以前は、車検証の「初度検査年月」の記載が年のみの表記であるため、平成28年度に重課税率の対象となるのは、車検証に平成14年以前の年の表記のある車両となります。